

多治見市土地開発指導要綱等の一部改正について（パブリックコメント）

1. 結論

令和5年5月に「宅地造成等規制法」が「宅地造成及び特定盛土規制法（略称：盛土規制法）」に改正され、令和7年4月に新たな規制区域が県全域で指定される予定です。

これを機に、法規制と重複する規定を見直し、土地開発指導要綱の対象事業を都市計画法の開発許可に限定し、申請手続きの簡素化による事業者の負担軽減と審査事務の効率化を図るものです。

その他、消防の規定に係る土地開発基準及び中高層建築物等の事業計画に関する要綱を実状に合わせて一部改正するものです。

2. 改正の概要

（1）多治見市土地開発指導要綱の適用範囲（第3条）を「開発面積が1,000㎡以上のうち、建築物を目的とした都市計画法の開発許可を要する事業のみに限定する。

（2）多治見市土地開発基準のうち消防の規定に係る基準を改正する。

①消防活動のはしご車出動規定に合わせ、消防活動空地の設置要件を「建築物の高さが10メートルを超える場合」から「地階を除く階数が4以上の建築物」へ変更する。

②地上式の消火栓は、車両の衝突により破損した場合に消防水利として使用できなくなるため、実状では設置指導はしておらず当該規定を削除する。

③その他、防火水槽の所在を示す標識の設置規定について明文化する。

（3）多治見市中高層建築物等の事業計画に関する要綱のうち消防の規定に係る基準を改正する。

①消防活動のはしご車出動規定に合わせ、消防活動用空地の設置要件を「建築物の高さが10メートルを超える場合」から「地階を除く階数が4以上の建築物」へ変更する。＜（2）①と同様＞

②その他、消防本部所管の「多治見市屋上緊急離着陸場等設置指導基準」に合わせ、文言修正する。

3. 今後のスケジュール

R6. 12月 改正告示・事業者への周知

R7. 4月 施行